

## 明治六年の征韓論争

吉野 誠

### 一 はじめに

將軍にかわつて天皇との直接の交際になるからには、朝鮮は日本の下位に位置付けられねばならないというのが、明治維新の理念にかかわる朝鮮外交の基本認識であった。明治元（一八六八）年に派遣された対馬藩の使節は、こうした「朝廷直交論」に基づいて「皇」<sup>①</sup>「勅」の文字を使用する書契を持参したが、当然のことながら朝鮮側の拒絶にあう。外務省内には対馬を除外して朝鮮へ皇使を派遣すべきだという意見が強まったが、明治三（一八七〇）年に日清交渉を先行させる方針が採用されると、この交渉期間中は朝廷直交の原則を棚上げして政府と政府の間の対等な交渉を追求することになった。この「政府等対論」に基づいて派遣された外務省使節の書契には、問題となる文字は用いられていない。しかしながら、交渉の進

展はみられず、明治四（一八七一）年に日清修好条規が締結されたあと、ふたたび朝廷直交の原則を明確にして交渉をいったん断絶させようとする見解が有力となる。岩倉使節団の出発をまえにした政府首脳の会議で約束された「凍結」の方針とは、そのような文脈をふまえたものであり、廃藩置県による厳原藩（対馬）廃止を告げる新たな使節が持参する書契には「天子」の文字が使われていた。原則的な対立点を鮮明にしたうえで交渉はひとまず打ち切られることになったのである。明治五（一八七二）年九月の花房義質派遣による倭館接收をもって、その過程は一段落し、翌明治六（一八七三）年四月には「日本公館」へ外務官員の広津弘信が着任した。<sup>②</sup>この広津が五月末に外務省へ送った報告を直接のきっかけとして、政府内に朝鮮問題をめぐる議論がまきおこる。西郷隆盛を皇使として朝鮮へ派遣しようとした留守政府の決定は、岩倉使節団帰国のあと政争の焦点となつて「征韓論争」をひきおこし、維新政府が大分裂する

「明治六年政変」に帰結するのである。

論争と政変の真相に関しては、当時からさまざまな憶測や論議が存在したが、日清・日露戦争をへて朝鮮への侵略・支配が進展するなか、西郷は大陸経綸の先駆者として称揚され、征韓論争が大日本帝国の対外発展の起点として言挙げされることになる。昭和期に入るとその傾向が強まる一方で、軍部の侵略政策を批判する立場からは、西郷に反対した大久保利通の開明性が強調されたりもした。近代日本のアジア侵略を厳しく反省しようとする観点にたった戦後の研究では、大久保ら内治派も朝鮮侵略の方向においては征韓派と根本的な違いのなかったことが指摘されるにいたる。征韓論争についての見方には右のような変遷があるものの、西郷が征韓論を主張し、これに反対する大久保との論争に破れて下野したという事実認識は根本的に疑われることがなかった。こうしたいわば「国民的常識」に異を唱えたのが、毛利敏彦『明治六年政変の研究』（一九七九年）である。毛利氏によれば、西郷が征韓論を唱えたとする通説は史料的な根拠に乏しく、むしろその主張は平和的な使節派遣論であって、大久保との論争自体にも敗北したわけではなかったという。近年の研究は、この毛利説の当否をめぐって展開されているといつてよい。明治初年以來の朝鮮政策の展開のなかで、明治六年の征韓論争をどのように位置付けたらよいのか。近年の諸研究を念頭におきながら、いまいちど論争の過程を整理しつつ、若干の考察をおこなってみたい。

## 二 西郷の発言——平和遣使か武力征韓か

もともと西郷の主張は、軍隊派遣論に対置するかたちで提示された使節派遣論である。明治六年五月三十一日の広津報告をうけて閣議に付された議案は、明治初年以來の日朝交渉が朝鮮側の拒絶によってゆきづまっている経緯を説明したうえ、倭館の館門に掲示された伝令書が日本を侮辱しており、「我人民如何様ノ凌虐ヲ受候哉モ難測勢」だと強調する。そして、朝鮮が「驕心ヲ長シ遂ニ今日ノ如キ侮慢輕蔑之至ニ立到」ったことは「朝威ニ関シ国辱ニ係」わるもので、「断然出師之御処分無之テハ不相成事」だという。しかし、戦争は重大なことだから安易に始めるわけにはいけないので、

「先ツ今般不取敢我人民保護ノ為メ、陸軍若干軍艦幾隻、彼地へ被差置、一旦有事候ハ、九州鎮台へ神速応援ニ可及旨ヲ達シ、猶此上使節ヲ派遣シ、公理公道ヲ以テ、屹度可及談判様被遊度思召候」

と述べ、協議するようもめていた。板垣退助らはこの提案に沿って、居留民保護を名目に一大隊を釜山へ派遣すべきだと主張したようだが、西郷はこれに対し、「陸海軍ヲ朝鮮国ニ派遣」すれば朝鮮の吏民に「疑惧ノ心」を懷かせることになり、「吾カ朝廷当初ヨリ朝鮮国ニ対スル德意ニ違フ」ことになる」と反論した。そして、

「宜ク陸海軍ヲ派遣スルコトヲ停メ、先ツ全權ノ使節ヲ派遣シ、公理公道ヲ以テ、朝鮮政府ヲ曉諭シ、彼ノ政府ヲシテ自ラ悔悟セシムルニ如カス」

と主張し、自らがその任にあたりたいと希望したのである。これは、

議案にある軍隊および使節を派遣するという提案のうち、前者を停めて後者を実施しようとする意見であり、さらには、護衛の兵を帯びて行くべきだとの提言をも否定して、礼冠礼衣し非武装で赴く意向を示したといわれる。<sup>7)</sup>

その時は外務卿副島種臣が清国出張中だったため、帰国を待つて評議することになった。副島帰京の七月二六日以降、西郷は自らの提案の決定を図るべく積極的な運動を展開する。そのなかで板垣におくられた数通の書簡が、西郷が征韓論者であることを証明する根拠とされてきたものである。しかしながら、板垣あて書簡のニュアンスは、毛利氏が強調するように、単純な武力征韓論といえるものではなかった。すなわち、七月二九日付の書簡で西郷は、

「兵隊を先に御遣し相成候儀は、如何に御座候哉。兵隊を御繰込相成候はゞ必彼方よりは引揚候様申立候には相違無之、其節は此方より不引取旨答候はゞ、此より兵端を開き候はん。左候はゞ初よりの御趣意とは大に相変じ、戦を醸成候場に相当り可申哉と愚考仕候間、断然使節を先に被差立候方御宜敷は有之間敷哉」

という。兵端をひらくきっかけとなり、「初めよりの御趣意」とは異なる結果を招いてしまうとして、軍隊派遣に反対するのである。そして、もしも兵隊を出すというなら、ロシアが兵隊を送ってきている樺太にこそ先に出兵しなければ、名分が立たないと主張した。西郷の主張は、平和的な使節派遣論であつたかにみえる。

だが、同時にこの書簡は、「左候得ば決して彼より暴挙の事は差見候に付、可討の名も慥に相立候」「公然と使節を被差向候はゞ、暴挙は可致儀と被相察候」「副島君の如き立派の使節は出来不申候得

共、死する位の事は相調可申かと奉存候」などと述べていた。一方で使節派遣を主張しながら、朝鮮側は暴挙を働くだろうから、それによつてはじめて討つべき名分が立つというのである。八月一日付の板垣あて書簡では、自らの使節派遣決定に向けての尽力を重ねて要請しつつ、

「是非此処を以戦に持込不申候ては、迎も出来候丈けに御座候付、此温順の論を以はめ込候へば、必可戦機会を引起し可申候付、只此一挙に先立、死なせ候ては不便坏と、若哉姑息の心を御起し被下候ては、何も相叶不申候間、只前後の差別あるのみに御座候間、是迄の御厚情を以、御尽力被成下候へば、死後迄の御厚意難有事に御座候」

と述べる。使節派遣という「温順の論」は、開戦へのプログラムのなかに組み込まれるかの如くである。そして、この問題での閣議決定がおこなわれる八月一七日当日の板垣あて書簡では、<sup>10)</sup>

「此節は戦を直様相始め候訳にては決して無之、戦は二段に相成居申候、只今の行掛りにても、公法上より押詰候へば、可討の道理は可有之事に候へ共、是は全言訳の有之迄にて、天下の人は更に存知無之候へば、今日に至り候ては、全戦の意を不持候て、隣交を薄する儀を責、且是迄の不遜を相正し、往先隣交を厚する厚意を被差候賦を以、使節被差向候へば、必彼が輕蔑の振舞相顯候のみならず、使節を暴殺に及候儀は、決して相違無之事候間、其節は天下の人、皆挙て可討の罪を知り可申候間、是非此処迄に不持参候ては不相済場合に候段、内乱を冀ふ心を外に移して国を興すの遠略は勿論、旧政府の機会を失し、無事を計て、終に天下を失ふ所以の確証を取て論じ候」

と書いている。使節を派遣すれば必ず暴殺されることになり、天下の人々が討つべき道理を理解して戦う意志をもつようになるはずだから、そのうえで開戦に持込むべきだというわけである。「内乱を冀ふ心を外に移して国を興す遠略」という言葉もみえる。

西郷の真意はどこにあったのだろうか。このような暴殺論について毛利氏は、軍隊派遣論を主張する板垣を説得し、自らの使節派遣論への支持を獲得するための便法だったとみる。西郷の本心は平和的な使節派遣の方にあり、それを成功させるだけの自信も持っていたのだという。たしかに、西郷の暴殺論はいずれも板垣の尽力を求める文脈のなかでのものであり、本来の外交担当者で朝鮮問題の解決にも意欲をみせていた副島外務卿をさしおいて自らの派遣を認めさせるには板垣の支援が不可欠であった。先の八月一七日の書簡には、つづいて「此末の処は、先生に御譲り可申候間、夫迄の手順は御任し被下」云々とあり、自分が殺されたあとの戦争は板垣先生に任せるとまでいつている。閣議では西郷の派遣が内決し、八月一日に奏上した太政大臣の三条実美に対して天皇は、岩倉らの帰国後に熟議・奏聞するよう命じたといわれる。この日、西郷は板垣あてに「先生の御蔭を以快然たる心持始て生じ申候」「生涯愉快此事に御座候」等々と書いて謝意を表わした。<sup>11</sup>さらに八月二三日には、「死を見る事は帰する如く、決しておしみ不申候得共、過激に出て、死を急ぎ候儀は不致候間、此儀は御安堵被成下度奉希候。乍然無理に死を促候との説は、跡以必ず起り可申畢竟其辺を以戦を逃候策を廻し候儀、必定の事と奉存候付、先生は御動き被下間敷、今日より御願申上置候」と書き送っている。<sup>12</sup>

しかし、西郷はけっして板垣だけに暴殺論を語っていたわけでは

ない。八月三日付の三条あて書簡の中で西郷は、当初の方針とちがって因循論に陥ってはならないという趣旨の発言をしている。また、先の八月一七日付書簡の引用部分は、前日に三条を訪問して述べた内容を板垣に報告したものであり、そのとおりだとすれば、三条にもしやべっているわけである。ただし、この場合、三日付書簡はその日のうちに写しを板垣に送っていて、板垣に見せることを意識して書かれていることも勘案する必要がある。また、一七日付書簡にある「戦は二段」云々も、板垣とのあいだで謀略的に語られた言葉というわけではない。やや逡巡している三条に対して、計画は二段階なのだからすぐに戦争になるのではけつしてなく、まずは厚意を示す使節を派遣して問題をつきつめようとするのであり、したがって前回の「花房被差遣候同様の訳」だから心配せずに閣議決定してほしい、という文脈のなかでの言葉なのである。

平和的な使節派遣に西郷の真意があったのか、それとも、征韓戦争の発動にねらいがあったのか。ともかくも、西郷の発言が〈使節派遣→暴殺→征韓戦争〉というものだったことは否定しえない。使節派遣に西郷の本心があるとみる立場では、〈暴殺→征韓戦争〉は強硬論者説得のための便法ということになり、後者に目的があるとすれば、〈使節派遣→開戦に持込むための口実づくりとみられることになる。平和遣使論か武力征韓論か——二者択一的に問題を設定するかぎり、西郷の発言のみからはどちらとも確定しがたいように思われる。

## 三 論争と政変

## (1) 遣使阻止の動き

平和的な使節派遣の主張だとしたら何故に深刻な対立が引き起こされたのかと問題をたてたうえで毛利氏は、政変の真相が長州派による反長州派、とくに司法卿江藤新平の追いつきという権力闘争にあり、征韓問題はその口実とされたにすぎなかったと説明する。自殺願望を持っていた西郷の真意自体は征韓戦争の口実づくりにあったとみる姜範錫氏も、当時の日朝関係に征韓論的状况は存在しておらず、政変の核心は立憲構想の違いを背景にもつ薩長派と土肥派の対立にあつて、征韓問題はその名目にされたものとした<sup>⑬</sup>。これに対して、毛利説を批判して西郷<sup>⑭</sup>征韓論者説を再確認しようとした田村貞雄氏は、政変の本質をあくまでも朝鮮問題をめぐる対立から検討している。政変における朝鮮問題としての意味を追究しようとする高橋秀直氏は、征韓派および内治派の主張を明治初年以來の朝鮮政策における強硬論と穏健論の対抗のなかに位置付けつつ、とりわけ当該期の穏健論たる内治派の論理が西郷らとの論争のなかで形成されてくる過程をあとづけた<sup>⑮</sup>。いずれにせよ朝鮮外交をめぐる議論が、西郷派遣内決のあと、岩倉使節団の帰国をへて政争の焦点として浮かび上がっていくのである。

さて、西郷派遣を内決した閣議の翌日に大隈重信にあてた三条の書簡は、「昨日申入候朝鮮使節之義ニ付今朝参議中拙宅へ入来申入候間足下ニも入来有之度候」とのべながら、「昨日談置候通ニて別ニ異議も無之大蔵省ニ出勤之都合も候ハ、強而入来ニ不及候」として、特段の緊張は感じられない。政変において西郷に反対の立

場をとった大隈や大木喬任が、この段階で使節派遣に反対の意志を示していたという形跡はみられない。三条は九月一日付で西郷に書簡をおくっているが、「処置之寛猛時機之緩急ニ至リテハ種々議論モ有之候得共、到底今日ノ姿ニテハ難差置、何レノ筋国家至当ノ処置無之而ハ不叶儀ハ論ヲ不俟事ニ付、使節被遣候儀ハ内決相成、尤重大事件ニ付、大使帰朝之上、其見込等尚詢謀相成、其上ニテ決定發表有之候而可然」と、閣議での内決に關し再確認したうえで、さらに「外務卿ニモ協議致、使節被遣候ニ付而ハ、手順応接之目的等、予メ取調掛居候可然」と、出張準備の指示まで与えている。九月一日に帰国して三条から留守中の政局について聞かされた岩倉具視が、フランスにいる鮫島尚信に送った九月一九日付の書簡は、留守政府の状況を批判して種々の課題を書き連ねており、そのひとつの項目として台湾問題とともに「朝鮮征伐」があげられている。だが、「御評議有之候得共、是以即時之事にては無之哉と存候」とあつて、必ずしも切羽詰まったものとは認識されていない。三条の報告がそのようなものだったのだろう。この問題がはじまる前の五月に既に帰国していた大久保が、留守政府の状況に不満をつのらせ、岩倉らが戻る「秋風白雲ノ節」<sup>⑯</sup>を待って巻返しを図るべく機をうかがっていたことは間違いないが、史料のかぎりでは朝鮮への使節派遣問題について反対の意向を示しているようにはみえない。

明確な反対論があらわれないのは、出発における議論の軸が軍隊派遣か使節派遣かにあつて、西郷の主張が開戦論とはみられていなかったうえ、そもそも「朝廷直交」論にもとづく皇使派遣が明治初年以來の朝鮮政策の暗黙の前提であり、理念として否定しえないものだったからであろう。即時の皇使派遣を阻止しようとする議論は、

たとえば日清交渉先行（そのあとでの朝鮮への皇使派遣）論というかたちをとらざるをえなかったものであり、政府等対論にもとづく使節派遣も、日清交渉中の特別措置という名分をたてて実施するしかなかった。岩倉使節団出発前の「凍結」方針は、あくまでも「朝廷直交」、したがって皇使派遣という基本原則を前提としてのものだったのである。

大久保におくられて木戸もまた七月下旬に帰国し、井上馨や山県有朋ら長州派を苦境におとしめている政局を憂慮していた。そして、さすがに朝鮮問題の第一人者だけあって、すばやい反応をみせた。三条から話を聞いた木戸は九月三日付の日記に、「西郷参議より台湾出張朝鮮討伐建言云々あり、且朝廷上にも已に欲決議、依て不堪深憂」と記している。木戸は、「朝鮮の我が交款を承けざる其無礼なる固り兵を挙て伐つへし」とのべながら、「国を治るに義務あり民を撫するより急なるはなし、兵を用ふるに方略あり力を養ふより先なるはなし」として開戦論に反対する意見書を著していたが、こうした見解を三条に申し入れたようである。木戸の反応におどろいた三条は九月一五日付の書簡において、「朝鮮使節之義先頃足下へモ申入候処西郷参議ヲ使節ニ可遣トノ事ハ足下ニモ承知無之哉ニ伝聞仕候」とし、「内決トハ申候而モ兎角大使帰朝ヲ俟而可及評議之筈候間、此上可否得失ハ飽迄討論有之事ニ候」と書き送った。

岩倉帰国の際、「百事」解決のために、「新参」を除外した「兩公及両氏之合力」による体制、つまり三条・岩倉と木戸・大久保を中心とした体制を構築しようという動きが開始された。「大久保拝命之儀第一着」として、木戸と連絡をとりながら、伊藤博文が大久保を参議に担ぎ出すべく奔走する。このなかで、九月二七日付の伊

藤書簡が「朝鮮一条等も有之、大久保ならては迎も目的無御座候」という如く、朝鮮問題がとりあげられるようになった。大使一行がもればすぐにも正式決定をと望んでいた西郷は、しびれをきらして三条をせつめた様子であり、三条は二八日付書簡に「朝鮮事件西郷頗ル切迫昨日御談申上候通り二つき甚痛心仕候」「大久保木戸之議論を承り不日無相違決定可仕間四五日間意待候様申遣置候」等々とのべている。両公両氏体制の創出ともかわって、西郷遣使問題が中心的な争点となっていたのである。

このように双方から締め付けられる状況のなかで、三条は一〇月四日に岩倉へ書簡をおくり、朝鮮問題についての整理を試みる。まず、使節派遣自体は「已ニ議決」したもので「今更之ヲ論スルノ必要ナシ」と前提したあと、その目的に関して「国辱ヲ雪キ、国権ヲ張り、彼ヲシテ旧交ヲ継キ、隣誼ヲ修メシムル」ことにあるのか、それとも「彼ヲシテ遂ニ我付庸国タラシムル」ことにあるのか明らかにしなければならないという。また、それが「外交上ニ関シ、深望遠慮スル所」から出たものなのか、「内政上ニ関シ、一時ノ政略ニ出」るものなのかと問いかける。これらについて西郷自身の見解を明らかにするよう求めるべきだというのが、この段階になってはじめて問題の所在が指摘されるにいたったわけである。三条はさらに、「戦争ヲ期スルノ意」か「戦争ヲ期セサルノ意」か「戦争ヲ期セサルモ已ムヲ得サルトキハ戦争ヲ開クノ意」かと設問しながら、実際には開戦論にひきつけて議論をすすめる、戦争の目的は「邦土ノ必取ヲ期スルカ、又ハ彼ヲ制スルニ止マルカ」と検討の方向をしぼっていく。そして、開戦の意図があるうとなかるうと、

「今度ノ使節ハ、已ニ三度目ニ属シ、又屈辱ヲ受ケテ国権ヲ損

スヘカラス。仍テ必死ヲ期スヘキノ使節ナリ。使節ヲシテ必死ヲ期セシム、政府ハ戦争ヲ期セスシテ可ナランヤ」「使節殺サレテ後ニ、始メテ戦争ヲ決スルハ晩シ。必死ヲ期スルノ使節ヲ派遣スルノ日、已ニ戦争ヲ決セスンハアル可カラス」

として、《使節派遣》即《開戦》という議論の土俵を設定する。西郷派遣論は、戦争論として論議されることになってしまっているのである。

一〇月八日には三条・岩倉から途中で変節しないという約束をとりつけて、大久保が参議への就任を了承した。一方で、「今日に至御沙汰替等の不信の事共相発し候ては、為天下勅命輕き場に相成候」と西郷の促迫が強まる。こうしたなか、三条は一日付の書簡において、「西郷ヲ使節ニ被遣候儀ハ御変換無之而時機ヲ見合候迄二候」といい、一四日の閣議をまえにした一二日付書簡では、「使節之儀既ニ御内決アリ、決シテ不可變動、然リト雖時期ハ延引致シタシ」とのべる。西郷派遣案に対して、反対派は遣使延期論で対抗しようというのである。明治初年以來の朝鮮政策論の展開からして皇使派遣自体を否定することはできなかったのであり、しかも八月の閣議における内決を踏みにじるわけにはいかなかった。西郷に対しては、「今度ノ使節ハ君二代ルノ大使也、然ルニ朝鮮ノ頑固使節ヲ不受ハ顯然タリ、依テ足下ハ殺サル、ノ覚悟ニテ行シコトヲ欲スル也、朝廷も殺スノ覚悟也、君二代ルノ使節殺サレテ不戦義ニ於而決シテアルヘカラス」

と説明し、皇使が殺された場合には戦争せざるをえなくなるが、未だ海軍の備えが万全ではないから、「時月ヲ遷延セサルヲ得ス」という具合に説得にあたるのだという。

## (2) 内治優先論

閣議は一〇月一四日および一五日に開かれた。三条太政大臣・岩倉大臣をはじめ、木戸をのぞく八人の参議が出席したが、一四日には西郷の主張を板垣・後藤・副島・江藤が支持し、大久保・大隈・大木が「今俄ニ使ヲ發遣スヘカラス」と反対した。翌一五日の再議では、結局のところ大久保ひとりものをのぞいて、「西郷氏ノ意ニ御任セ」するとの意見が大勢となったため、三条・岩倉ふたりが協議し、「西郷進退ニ関係候テハ御大事ニ付、不得止西郷見込通ニ任セ候処ニ決定」したという。最後まで反対を貫いたのは大久保だけだったのである。この段階では「征韓」派・「内治」派の色分けがそれほど鮮明でもなかったことを示すものであり、《使節派遣》即《開戦》論がどこまで説得的な議論だったか疑問とせざるをえない所以である。ともかくも「論争」では西郷が勝利したのであった。一五日の夜に三条は岩倉へ書簡を送って「今日ニ到論ヲ変シ候次第申訳無之」と謝罪し、「西郷進退ニ付而ハ不容易儀ト心配」したためだと弁解しつつ、「朝鮮事件今日之通御決定之上ハ速ニ僕ニ陸海軍總裁職御命し相成候様懇願仕候」とのべ、「御国害ハ致間敷」よう努力するという。岩倉はこれを大久保へ回覧するとともに、翌一六日には、「此上ハ条公御見込通り可然御置有之候」とし、「西郷氏弥使節奉命候ハ、前途御方略懇々御評議無之而ハ不相濟事」と書き送った。裏切るかたちになった大久保へ気兼ねしながらも、閣議決定どおり西郷派遣の線でやっていこうというわけである。

しかしながら、大久保は翌一七日朝に辞表を出した。さらに木戸が辞表を提出すると、岩倉もまた辞意を表明する。一方、三条のもとには閣議決定にそった上奏をもとめて、西郷をはじめ板垣・後

藤・副島・江藤の諸参議が集まった。ここには、岩倉・大久保・木戸のほか大隈・大木は参加していない。閣議後の展開のなかで、両派の色分けが明確になっていったのである。この夜、三条は西郷を呼んで協議したあと、西郷から提出された始末書を持って岩倉を訪問し、話し合いを行なったものの合意には至らず、一八日未明に心労のため発病した。この時点から、大久保らによる巻返しの陰謀が強められることになる。二〇日には、三条に代わって岩倉が太政大臣代理に就任、二二日に、岩倉邸を訪れた西郷・板垣・後藤・副島・江藤らと激論が展開された。閣議での決定どおり上奏すべきだとする西郷らに対して、岩倉は太政大臣の代理を任された以上は自分の見解に従ってやる<sup>⑨</sup>として譲らず、翌二三日、岩倉は使節派遣を否定する上奏をおこなった。西郷は辞表を提出。二四日に岩倉上奏に対する天皇の裁可が下されると、板垣・後藤・副島・江藤もあとをおって下野し、維新政府は大分裂することになる。大久保・木戸が提出した辞表は却下され、大隈・大木のほか、新たに参議に任命された伊藤・寺島宗則・勝海舟を加えた新体制がつくられて、政変が完了した。

右のような一〇月一四・一五日の閣議から西郷らの下野に至る政変過程のなかで、征韓「論争」は展開されたのであり、それぞれの立場と主張が明確になっていったものと考えられる。西郷の始末書はもちろん、一方における大久保の意見書や岩倉の上奏文<sup>⑩</sup>も、そうした過程で作りあげられていったのであり、内治優先論が形をととのえることになった。

岩倉上奏文は、まず「彼レ非礼ヲ我ニ加フレハ我安ソ受ケ而止ムヘケン」とのべて、朝鮮の無礼は問わざるをえないとの大前提を示

し、使節の派遣自体は必要なものとみなす。しかも、「遣使ノ議已ニ略ホ定ル」として、八月の閣議での使節派遣内決と勅裁を確認する。そのうえで、「昧頑固結」の朝鮮が使節に対して礼をつくさないとき、放置すれば「国権ヲ損スル」ことになるとし、したがって使節派遣は直接に戦争とつながっているのであり、「使ヲ発スルノ日乃戦ヲ決スルノ日」であるという。大久保意見書もまた、「朝鮮の我国命を意とせず傲慢礼節を知らざる殆と黙視す可らざるの状あり」との前提にたつて、昨今の日本やアメリカへの対応ぶりからして派遣使節に対する「接遇の好を期す可らざるや必せり」という状況では、「使節ヲ発センとせば先に開戦の説を決せざるを得ず」と強調する。このように内治派は、使節派遣は必要であるとしつつ、それが開戦を不可避とするものだと前提したうえで、「緩急順序ヲ審」にし「時勢を鑑み」て、「未俄に朝鮮の役を起す可らず」と即時の実施に反対し、延期すべきことを主張するのである。

それでは、なにゆえに延期しなければならないのか。即時の征韓実施に反対する理由として、大久保意見書は七カ条をあげる。①士族および民衆反乱のおそれが存在すること、②外征による財政負担の増大が重税や外債の増加さらには貨幣増発をもたらしこと、③富強のための諸事業を中断しなければならなくなること、④戦備の必要と開戦による産業不振が入超をいっそう拡大させる危険があること、⑤日朝間の戦争がロシアに漁夫の利を占めさせるおそれのあること、⑥イギリスからの外債増加により内政干渉をまねく危険が強まること、⑦条約改正によつて独立国の体裁を全うするのが急務であること、等々。すなわち、戦争によつて国内的な体制の動揺と対外的な危機の増大がもたらされることを強調し、富強策を推進して

条約改正を実現することが当面の優先的な課題であるというのである。岩倉上奏文は、「国権ヲ復シ万国並立ノ基礎ヲ立」るために欧米視察団が条約改正を試みたことにふれつつ、

「改正ヲ議スルノ難キ更ニ意料ノ外ニ出テ功ヲ一朝夕ニ奏スヘキニ非ス。実効実力ヲ著スニ至ラシムハ竟ニ国権ヲ復スル亦難シ、国権復セスンハ聖旨ニ報スル能ハス、此レ実ニ臣カ焦心苦慮眠食ヲ安セサル所ナリ、夫レ実効実力ヲ著ス勉テ政理ヲ整ヘ民力ヲシテ厚キニ至ラシムルニ在ルノミ、・・・之カ目的ヲ定メ不動不撓、政治是レ理シ、民力は厚カラシメ、以テ其实効ヲ立テ、以テ其实力ヲ用ヒ寢入テ国権ヲ復セン」

と述べる。「国政ノ整備ヲ努メ」「民力ノ富瞻ヲ謀リ」「文明進歩ノ道ヲ尽クス」ことに「奮勉従事」することによって「実効実力」を養成し、まずは条約改正に力を尽くすべきであり、それまでのあいだは「軽ク外事ヲ図ル」ようなことはひかえねばならないのである。欧米視察をふまえた内治優先論の宣言書ともいえるべき内容ということができよう。

このような論理にもとづいて、実際の閣議の場で岩倉・大久保らが強調したのは、国際的な問題、とりわけロシアの脅威だったようにみえる。大久保意見書は、「今兵端を開き朝鮮と干戈を交ゆる時は恰も鵲蚌相争の形に類し魯は正に漁夫の利を得んとす」といい、もしも朝鮮を征服できたとしてもロシアと隣接することになり、かえって危険が増すのだと強調した。岩倉は、「露国ニ対スル樺太ノ事案ヲ処分シ、且彼我ノ国境ヲ論定スルカ如キハ且下ノ急務タラン」とし、「露国ヲシテ永スルノ意思ヲ絶タシム」べきだという。そのためには「多少ノ日子ヲ費サ」ざるをえず、「宜ク此間ニ於テ内治

ヲ整理シテ以テ外征ヲ謀ルノ力ヲ蓄フヘシ」と主張するのである。まずは樺太問題を解決してロシア介入の危険を回避できるまで使節派遣は延期し、その間に内治に力を注がねばならず、それができてから着手すべきだというのが、内治派の主張であった。

#### 四 西郷の真意——「名分条理」の貫徹

論争での西郷の主張は、一〇月一七日付の「遣韓使節決定始末」<sup>43</sup>にうかがうことができる。西郷は、まず、

「朝鮮御交際の儀、御一新の涯より及数度使節被差立百万御手を被尽候得共、悉水泡と相成候のみならず、数々無礼を働き候儀有之、近來は人民互の商道も相塞、倭館詰居の者も甚困難の場合に立至候故、無御抛護兵一大隊可被差出御評議の趣承知いたし候」

と述べて、そもその発端となった軍隊派遣をもとめる議案提出の経緯についての認識を示したあと、

「護兵の儀は決て不宜、是よりして鬭争に及候ては最初の御趣意に相反し候間、此節は公然と使節被差立相当の事に可有之、若彼より交を破り戦を以拒絶可致哉、其意底慥に相頭候処迄は不被為尽候ては、人事に於ても残る処可有之、自然暴挙も不被計杯との御疑念を以非常の備を設け被差遣候ては、又、礼を失せられ候得ば、是非交誼を厚く被成候御趣意貫徹いたし候様有之度」

という。軍隊派遣は「最初の御趣意」に反するから、まずは使節を派遣すべきであり、暴挙を働くだろうとの疑念をもって護衛の兵な

ど帯同してはならないというのである。西郷は、こうした使節派遣論を唱えながら、同時に、

「其上暴拳の時機に至候て、初て彼の曲分明に天下に鳴し、其罪を可問訳に御座候。いまだ十分尽さざるものを以て、彼の非をのみ責候ては、其罪を真に知る所無之、彼我共疑惑致し候故、討人も怒らず、討る、ものも服せず候付、是非曲直判然と相定候儀、肝要の事」

とも述べる。朝鮮側が暴拳をくわえるにいたってはじめて曲直が明確になり、討つ人が心の底から怒ることができるといふわけで、板垣あて書簡で唱えられていた（使節派遣→暴殺→征韓戦争）という主張が、ここでもそのまま繰り返されていることがわかる。開戦の口実づくりとみなされる所以である。使節による平和解決に本心があるのか、武力征韓に本意があるのか。西郷の真意をどのように理解すべきなのだろうか。

この当時、薩摩出身の西郷にとって第一義的に重要なのは、琉球問題と密接にかかわる台湾への出兵問題であった。副島が清国へ出張する際、西郷は鹿児島で会談したが、その副島の帰国がせまった七月二一日付の弟西郷従道あて書簡には、

「台湾の模様少々相分候由、就ては兵隊御繰出相成候儀に候はゞ鹿児島島の兵一大隊召集いたし、別府氏引受度との事に候間、至極可宜と相考候に付、御方迄御申入置可被成旨申置候処、野生よりも相頼呉候様承候に付、何卒御働被下度御頼申上置候・・・前広不申置候ては、定て諸方より願立候はんと相考候に付、宜敷御含可被下候」

と言われている。台湾出兵の際の従軍希望が西郷のもとには多数よ

せられており、従道にその取り計らいを依頼しているのである。こうした状況のなかで、朝鮮問題が浮上してきたのであり、副島帰国後の八月三日に西郷は三条に対して朝鮮への使節派遣の決定を要請するが、その書簡の前半部分は台湾問題の解決を求めるものであった。さらに、使節派遣内決後の九月二日に西郷は、樺太への出兵建議書を提出した開拓使次官の黒田清隆に対して、「貴兄の御持場に事始り候得ば朝鮮処にては無之、直様振替候心底に御座候・・・兼て死は一所と相考居候次第に御座候間、応援処にては無之」云々とのべ、樺太問題にも積極的な姿勢をしめす。九月一日付の書簡では、「朝鮮の処迄も崩れ候ては頓と蔵がめあがり可申と狐疑いたし居申候」としてこれを撤回したが、西郷にとって台湾・朝鮮・樺太問題が一連のものとして意識されていたことをしめしている。これはまた、西郷だけでなく内治派においても同様であった。一〇月一四日の閣議で岩倉は、「樺太ノ露国人暴行、台湾生蕃ノ暴行、朝鮮ノ遣使、此三事案ハ孰レモ重大ナリ・・・独リ朝鮮遣使ノミ以テ目下ノ急務トシテ論スヘキモノニ非ス」として西郷を牽制したのである。

こうした台湾・朝鮮・樺太問題を、西郷は自分に信望をよせる者たちの意向を代弁するかたちで語る。従道への書簡は、台湾出兵の際の従軍依頼をとりつぐものだったが、八月三日の三条あて書簡の前半部分では、台湾問題について次のようにいう。すなわち、

「世上にても紛紜の議論有之、私にも数人の論を受候次第に御座候処、畢竟名分条理を正し候儀は、倒幕の根元、御一新の基に候へば、只今に至り、右等の筋を不被相正候ては、全物好の倒幕に相当り可申抔との説を以責付参り候者も有之候故、閉口

の外無他仕合に御座候。いづれ共副島氏不罷帰候ては、御処分難相立との義を以御決定不相成との言廻りは迎も出来不申、幾度も世人の難論を受候義に御座候へば、甚困難の次第に御座候間、急速御処分被相定度事に御座候。左候へば如何程責蒙候共、一言の申訳不致候共、自ら安心の場有之候故、少しも困窮不致候得共、何も無之処を責掛られ候ては、独心に耻、辛苦の事に御座候」

云々。西郷は「数人の論を受」け、「責付」けられ、「世人の難論を受」けているのである。樺太への出兵建議を撤回した黒田あて書簡でも、「若哉朝鮮をこはがりて、よけに論を起し候との疑惑の起り候はんと案じ居申候」とのべ、樺太問題を持ち出したことが朝鮮問題を回避するためのものと受け取られはしないかと神経をとがらせる。朝鮮問題での閣議をひかえた一〇月一日付の三条あて書簡では、「若哉相変じ候節は、実に無致方、死を以国友え謝し候迄に御座候」として、遣使決定を迫っている。内治派にあつても、「西郷も決心之事ナリ、兵隊之動静も此一挙之都合ニ依り候而ハ殆ト駕御之六ヶ敷可有之ト他日之変害不堪懸念候、兵隊之駕御ヲ失候而ハ不可救之大患ト存候<sup>⑤</sup>」というように、西郷の背後に攘夷派士族の意向をみていたのであり、それゆえに閣議では意見が容れられぬ場合には辞職するという西郷に反対できなかったのである。

それでは、攘夷派兵士らが自らに期待する問題の核心を、西郷はどのようにとらえるのか。右に引用したとおり、八月三日付の三条あて書簡は、この問題の根本がほかでもなく「名分条理」を正すことにあると認識していたことをしめしている。名分条理の貫徹こそ「倒幕の根元」であり「御一新の基」であつた。名分条理を正すと

いうのは、王政復古の理念に基づいて皇威を輝かせ、天皇中心の国体が廢れて以来の誤った状態を改めて、国勢を挽回することである<sup>⑥</sup>。それは、朝鮮との関係に典型的にあらわれるはずのものである。同書簡後半の朝鮮に関する部分では、朝鮮への使節派遣問題が、

「最初親睦を求められ候義にては有之間敷、定て御方略為有之事と奉存候。今日彼が驕誇侮慢の時に至り、始を變じ、因循の論に涉り候ては、天下の嘲を蒙り、誰あつてか、国家を隆興する事を得んや。只今私共事を好み猥りに主張する論にて決ては無之、是迄の行懸りにて如此場合に行当り候故、最初の御趣意不被為貫候ては、後世迄の汚辱に御座候間、斯に至り、一涯人事の限り被為尽候処に御座候間、断然使節被召立、彼の曲、分明に公普すべき時に御座候。是迄御辛抱被為在候も、是非此日を被相待候事と奉存候、誠に奉恐入候へ共、何卒私を被差遣被下度、決て御国辱を醸出し候義は萬々無之候」

といわれている。重要なことは維新の理念に基づいた日朝関係の確立であり、「最初」から単なる親睦を求めたわけではなく「方略」があつたはずであつて、そうした「始」を變じて「因循の論」に陥つてはならず、「最初の御趣意」にしたがい断固として「名分条理」を貫かねばならないということであろう。朝鮮外交において維新の理念にかかわる名分条理とは、王政復古により朝廷との直接交際となる以上、朝鮮は本来の在り方として天皇の威令に服すべきものだというところにほかならない。八月一七日付書簡では「是迄の不遜を相正し」云々とも表現されていた。

ところで、「初めよりの御趣意」「最初の御趣意」という言葉は、七月二九日付の板垣あて書簡や一〇月一七日付の始末書においても

強調されており、そこでは、戦争になってしまふことが「御趣意」に反するのだといわれている。これは、直接には議案の、

「御一新ヨリ以来、彼ノ国へ対セラレ候テハ、前条始末ノ如ク、飽マテ旧好ノ誼ヲ修メ、善隣ノ道ヲ厚クシ、彼我人民ノ便益ヲ被為謀度思召ヨリシテ、強テ彼カ不遜ヲ恕シ、彼カ非理ヲ宥メ、只管聖意ノ誠ヲ被為尽候」

に対応する発言である。「不遜を相正」し「名分条理を正」すことこそ究極の大目的なのだが、その実行に当たっては、敢えてこれまでの「不遜を恕」し「非理ヲ宥」し、「聖意ノ誠」をもつて寛大に対処してやるのが維新以来の天皇の方針、最初からの「御趣意」だったはずだというわけである。派遣される皇使の任務は、こうした方針にもとづいて名分条理を貫くことなのであり、談判によって平和的に貫徹できればそれに越したことはない。だが、もしも朝鮮側が不明であつて拒否しつづけるとしたら、因循論に陥ることなく武力を用いても実現しなければならぬであろう。それが「征韓」の論理である。ここにおいて〈使節派遣→暴殺〉は、けつして口実づくりといった類のものではない。名分は維新そのものによつて既に立てられているのである。にもかかわらず朝鮮政府は正しい認識ができていないから、西郷自身が乗り込んでいつて解らせようというのであり、それを拒絶し使節を「暴殺」するようなことがあつたとすれば曲直が天下に明瞭となる。それをふまえたうえで、やむをえず力づくでの条理の貫徹になるということになる。西郷の理屈からすれば、こうした「名分条理」の貫徹こそが重要なのであつて、平和的であるか武力的であるかは第一義的な問題ではない。平和的遣使か武力的征韓か、二者択一的に西郷の真意を探ろうとするのは、

今日の我々の発想に引き付けすぎた理解のし方であろう。また、平和的な解決をめざすとしても、そこで構想されているのは本質的に対等な関係の設定などではありえないのである。

生粹の征韓イデオログであつた木戸とちがつて、西郷が独自の朝鮮政策論をもつていたかどうかはよくわからない。問題は、開国和親に転向した維新政府に対して、攘夷派士族の不満が一貫して存続していたことにある。欧米列強に対する攘夷の実行がさしあたり不可能なことは容認するとしても、王政復古の結果が朝鮮による書契受け取りの拒絶だったとしたら、いったい何のための維新だったのかということになる。西郷自身がこうした現状に不満をもち、朝鮮問題を契機として積極的に政府の変革をくわだてようとしていたのか。それとも、政府の責任者としてその維持をはかるために、攘夷派士族の不満を外へそらしてしまおうとしたのか。あるいは、問題を解決して不満の根源を除去しようとしたのか。いずれにしても、対外問題、とりわけ朝鮮問題は王政復古の理念と深くかわつていたのであり、これを放置するならば、全くのところ維新は「物好の倒幕」だったということになってしまう。それは、明治維新そのものの、維新政府自体の正当性にかかわる根元的な問題だったのである。

## 五 むすび

西郷の主張の核心は、右のように「名分条理」の貫徹というところにあつた。これに対して、大久保意見書は、

「凡そ国家を経略し其疆土人民を保守するには深慮遠謀なくん

はあるへからず、故に進取退守は必ず其機を見て動き、其不可を見て止む、恥ありといへとも忍び、義ありといへとも取らず、是其軽重を度り、時勢を鑑み、大期する所以なり」

とのべ、西郷のような「義」とか「恥」などといった觀念にもとづいて外交を批判する。外交政策は、「軽重」をはかり「時勢」を考え実行するのでなければならぬという。たとえ恥があつても勝機がなければ耐えしのび、正義であつたとしても利益にならなければ実施しない。まさに「深慮遠謀」、内治を整え、軍備を増強し、列強との關係を調整して成功の目安をたてたうえで、実行すべきだということであろう。

明治六年の政変における西郷の敗北は、「名分条理」による朝鮮政策の終焉を意味している。維新以来の朝鮮政策を暗黙のうちに拘束してきた国体論的な「朝廷直交」論にかわつて、近代的な国際觀を前提とした力による朝鮮侵略論が公然と主張されるようになる画期であつたということができよう。征韓の論理を巧みに駆使して朝鮮政策を主導してきた木戸が、なおも「其無礼なる固り兵を率て伐つべし」としながら、「兵を用ふるに力を養ふより先きなるはなし」「今日の急務は節儉を主として財務を經理するより要なるはなし」とのべて内治優先を説いたことが、それを象徴的に示している。

政変によつて成立した大久保政権は、まさに内治派の論理にもとづき、明治八年九月、「深慮遠謀」によつて江華島事件をひきおこす。鹿児島にいた西郷は、一〇月八日付の篠原冬一郎あて書簡で、

「朝鮮の儀は数百年來交際の国にて、御一新已來其間に葛藤を生じ、既五六ヶ年及談判、今日其結局に候処、全交際無之人事難尽国と同様の戦端を開候儀誠遺憾千萬に御座候。譬此戦争を

開にもせよ、最初測量の儀を相斷、彼方承諾の上発砲に及候へば、我國へ敵する者と見做し可申候得共、左も無之候て発砲に及候共、一往は談判致し、何等の趣意にて如此時記時機に至候か是非可相糺事に御座候。一向彼を蔑視し、発砲いたし候故、及応砲候と申すものにては、是迄の交誼上、實に天理に於て可耻の所為に御座候」

と述べて、大久保政権のやり方を痛烈に批判した。西郷の主張は、終始一貫して変わるところがなかつたのである。

## 註

(1) 吉野誠「王政復古と征韓論」(『東洋文化研究』一、一九九九年三月)。

(2) 吉野誠「明治初期における外務省の朝鮮政策——朝廷直交論のゆくえ」(『東海大学紀要文学部』七二、二〇〇〇年二月)。

(3) 勝海舟が西郷を征韓論者とする世評に異を唱えていたことについては、松浦玲「明治維新私論」(現代評論社、一九七九年)、同「明治の海舟とアジア」(岩波書店、一九八七年)参照。また、たとえば明治二年五月二六日付の『東雲新聞』社説「維新革命の精神」は次のようにいう。「大使一行の帰朝するに及び内外の兩派に分れ、内派は依然として創業の主義を執りしも、外派は却て守成の政略を唱へ、其終に相容る可らざるの兆を現はしたるが、曾ま朝鮮釜山の警報達するや、内派の諸参議は其事の重大にして国体に関するを以て国使を派遣し以て其罪を譴責すべしとの論を唱へ、西郷参議は自ら身を以て難に当り使命を奉ぜんことを奏請せり、世人が此論を目して直ちに征韓論と為したるは大に過てる者なり」云々。本格的な征韓論研究の嚆矢といつてもよい煙山専太郎「征韓論実相」(一九〇七年刊)も「之を征韓論と呼称するは語弊あるを免れず」としている。

(4) 毛利敏彦「明治六年政変の研究」(有斐閣、一九七八年)、同「明治六年政変」(中央公論社、一九七九年)。

(5) 明治六年五月三十一日付広津報告(『日本外交文書』六、二七九、二八三頁)。広津報告自体は、伝令書についても「文中無礼ノ言相見へ若手ニハ憤り候モノモ候ヘトモ・・・我ハ却テ昂然トシテ顧ミサル姿ニイタシ居候」「追々御廟算モ可被為有夫ノミ相楽ミ一同耐忍ノ情御隣察所仰ニ候」として、とくに緊急の措置を求めているわけではない。

(6) 『岩倉公実記』(一九〇六年刊、復刻版、原書房、一九六八年)下巻、四六〇四九頁。議案の内容について詳細に検討したのは、姜範錫『征韓論政変』(サイマル出版会、一九九〇年)の功績である。姜氏はまた、議案の基礎に明治五年八月一日に正院に提出された副島外務卿の「朝鮮尋交手続並目的」があることを明らかにした。さらに姜氏は、現伝する議案が、副島文書を基礎にして書かれた「再撰朝鮮尋交摘要」をふまえて、政変後に粉飾されたと推測するが、直接に副島文書をベースにして作成されたとみて不都合はないように思う。それは、議案の内容がけつして唐突に出てきたものでなく、それ以前の朝鮮政策の展開をふまえて現われてきたものであることを示している。

(7) 煙山『征韓論実相』四三六〇四三七頁。留守政府の構成は三条太政大臣以下、西郷・板垣・大隈のほか、明治六年四月からは新たに後藤・江藤・大木が参議に列していた。「調を板垣に求めて之を質し・・・完成したる此原稿を通閲」してもらったという同書によれば、「大使派遣の議は、当時於て閣員中、一人の之に異存を唱ふるものなかりしなり」という状況であった。なお、この閣議の日は明確でない。

(8) 明治六年七月二十九日付板垣宛西郷書簡(『大西郷全集』二、大西郷全集刊行会、一九二七年、七三六〇七三八頁)。「先日」西郷邸を訪れた板垣と朝鮮問題で話し合いをしたことをうけ、副島帰着後に遣使のことが決定したかどうか尋ねたあと、「若いまだ御評議無之候は、何日には押て参朝可致旨御達相成候は、病を侵罷出候」という。その後、西郷は板垣邸を訪ねて自ら三条へ運動する約束をするが、体調が悪く八月三日に書簡をおくり、その写しを板垣に回している。

(9) 明治六年八月一日付板垣宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七五一〇七五二頁)。「又々罷出候て暴論を吐不申候ては不相済と思召も御座候は、卒度御知らせ被成下度早速罷出候様可仕候」という。

(10) 明治六年八月一七日付板垣宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七五四〇七五七頁)。

(11) 明治六年八月十九日付板垣宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七五八頁)。西郷自身は一七日の閣議には出席しておらず、一八日に三条邸を訪れて遣使決定を知らされた模様で、「病氣も頓に平癒条公の御殿より先生の御宅迄飛で参り仕合足も軽く寛申候」と書いている。

(12) 明治六年八月二三日付板垣宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七六〇〇七六一頁)。

(13) 明治六年八月三日付三条宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七四二〇七四八頁)。

(14) 毛利「明治六年政変の研究」、同『明治六年政変』、同『明治六年政変論の検証』(『歴史学研究』六二四、一九九一年一〇月)。

(15) 姜『征韓論政変』。

(16) 田村貞雄「征韓論」政変の史料批判(『歴史学研究』六一五、一九九一年一月)。

(17) 高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」(『史林』七五・二、一九九二年三月)。この時期の稳健論である内治派の主張が、西郷への配慮から使節派遣そのものの否定でなく延期論のかたちをとったため、政変後の朝鮮政策を制約することになったとする。

(18) 明治六年八月一八日付大隈宛三条書簡(『大隈重信関係文書』二、日本史籍協会、一九三三年、復刻版、東京大学出版会、一九七〇年、一五五〇一五六頁)。

(19) 明治六年九月一日付西郷宛三条書簡(『岩倉公実記』下、六四頁)。また、九月一日付大隈宛三条書簡(『大隈重信関係文書』二、日本史籍協会、一九三三年、復刻版、東京大学出版会、一九七〇年、一八五頁)には、「過日内話仕候西郷大將へ拙者内示之儀何卒從來之類末方今之形勢等紙上ニ取綴差示度候間其局ニ於而至密書書取出候様相願度候今日迄も遷延致候事故可成至急ニ相整候様頼入候」とある。

り、編者は「三条公が遣韓大使として西郷隆盛に付与せんとする内訓状の草案を重信に依頼せしもの」と解説する。

- (20) 明治六年九月一九日付鯨島宛岩倉書簡（『岩倉具視関係文書』五、日本史籍協会、一九三一年、復刻版、東京大学出版会、一九六九年、三二〇～三二四頁）。

(21) 明治六年八月二五日付村田新八・大山巖宛大久保書簡（『大久保利通文書』四、日本史籍協会、一九二八、復刻版、東京大学出版会、一九六八年、五二一～五二三頁）。「当方之形光」は「実ニ致様モナキ次第」であり「一同手ノ揃ヲ待」つているところだという。「国家ノ事一時ノ憤発力ニテ暴挙イタシ愉快ヲ唱ヘル様ナルコトニテ可成誤ナシ」というのがたとえ征韓論を指すのだとしても、ここでの大久保の関心は「当方之形光」にあつて、「一時ノ憤発」でそれが改善されるわけではないと言っているにすぎない。

- (22) 『木戸孝允日記』二、日本史籍協会、一九二七年、復刻版、東京大学出版会、一九六九年、四二〇頁。

- (23) 『木戸孝允文書』八、日本史籍協会、一九三一年、復刻版、東京大学出版会、一九七一年、二九一～三三三頁。

(24) 明治六年九月一四日付の三条宛木戸書簡（『木戸孝允文書』五、一九三〇年、復刻版、一九七一年、三六～三八頁）には、「過日応御下問台湾朝鮮云々巨細言上候」云々とある。木戸意見書の日付は八月となつており、のちに一〇月二〇日付の大隈あて書簡で木戸は、「去八月三日三条公より台湾朝鮮之云々御下問有之、皇国今日之形勢を想回し不堪驚歎奉存候に付、口を極め御直諫申、尚安堵難仕候ニ付、直ニ参堂拜青之上縷々微衷を陳述仕候、其後不図変病ニ相係り逐一近況も窺候事不相叶候得共、何歟不安奉存候ニ付、義務民を撫するより先なるハなし、方略ハ力を養ふより先なるハなし之ニ条を主とし、三岩二公ニ上言仕候、然る処近日内閣紛紜条公ハ御大病ニ被為臥候」（『大隈重信関係文書』二、一九五～一九六頁）と述べている。

- (25) 明治六年九月一五日付木戸宛三条書簡（『大隈重信関係文書』二、一七四～一七六頁）。これによると、木戸は当初、西郷自身が使節と

して赴くものとは知らなかったようにもみえる。なお、九月一〇日にも三条は、「過日答翰之節西郷参議之朝鮮使節一件高慮之趣来翰尤に存候」「内閣之決議ニ於而も何れ大使帰朝之上猶御評議ニも相成弥決定可有答ニ付・・・足下見込之処ハ十分討論有之度候」と述べており、高橋論文は、八月一七日の閣議決定自体の中に岩倉帰国後に再評議することが盛り込まれていて、天皇はそれをそのまま裁可したものと推測し、西郷が誤解して使節派遣の勅命を得たと考えたために行き違いが生じたとしている。ただ、この木戸宛書簡では遣使の可否まで含めて再議できるかのように書いているが、これ以外の文書からみれば、三条らの理解においても使節派遣自体は既定のことと認識されていたように思われる。

- (26) 明治六年九月一五日付岩倉宛三条書簡（『大久保利通文書』五、一九二八年、復刻版、一九六七年、三～四頁）。「大久保木戸之両氏政府ニ出勤之運ニ付相成候而は百事治リ不申候」。

(27) 明治六年一〇月三日付木戸宛伊藤書簡（金子堅太郎『伊藤博文伝』上巻、七四九頁）に「是非新参を廃し大久保を出候方可然」云々とある。また、九月二七日付岩倉宛伊藤書簡（『岩倉具視関係文書』五、三二七～三二八頁）は、「両公及両氏ノ合力ならでは何事も前途ノ方向は予め難定候」という。

- (28) 明治六年九月二七日付岩倉宛伊藤文書（『大久保利通文書』五、八頁）。

- (29) 明治六年九月一二日付別府晋介宛西郷書簡（『大西郷全集』二、七七〇～七七二頁）。「是非廿日迄には出帆の賦に御座候」という。

(30) 明治六年九月二八日付岩倉宛三条書簡（『大久保利通文書』五、九一～一〇頁）。さらに、明治六年九月三〇日付大久保宛岩倉書簡（同、一七頁）には「今夕西郷方へ行向候処朝鮮事件頻リ二切迫論有之候」とある。

- (31) 明治六年一〇月四日付岩倉宛三条書簡（『岩倉公実記』下、五〇～五一頁）。

- (32) 明治六年一〇月一日付三条宛西郷書簡（『大西郷全集』二、七八七～七八八頁）。

(33) 明治六年一〇月一日付岩倉宛三条書簡(『大久保利通文書』二、三五―三六頁)。「誠ニ以此一件ハ全僕等之輕卒ヨリ遂ニ如此難事ニモ立至リ候事ニ而対国家申訳も無之」「此上ハ大久保之精忠ニ依頼し御互ニ於ても尽力可仕事と存候」という。

(34) 明治六年一〇月二日付岩倉宛三条書簡(『大久保利通文書』二、三七―三九頁)。

(35) 岩倉上奏文(『岩倉公実記』下、八〇―八四頁)。閣議には、新たに参議となった大久保・副島が加わっている。

(36) 『大久保利通日記』二、日本史籍協会、一九二七年、復刻版、一九六九年、二〇三頁)。岩倉上奏文によれば、一四日には三条・岩倉の延期論に皆が同意したが、西郷ひとり反対したため、大久保・大隈・大木以外は「議論稍動キ」決定できず、一五日に三名以外の参議が「西郷ノ論ニ同意」したので三条も「遂ニ其議ニ決」したという。『岩倉公実記』では、大久保とともに岩倉が意見を変えなかったが、三条が西郷に「左袒」したため西郷派遣に決したのだとする。しかし、『大久保利通日記』では、大久保だけが「断然前議を以て主張」したのに対して、他の参議は「西郷氏の意に御任せ」するとの意見で、こうなったからには三条・岩倉で決めることになり、両者の話し合いの結果で西郷派遣の議決になったという。なお、『征韓論実相』は、一五日の閣議には西郷は出席せず始末書を提出したとするが、他の史料に西郷欠席を記したものは見当らない。西郷始末書の日付は一〇月一七日であり、『岩倉公実記』によれば一七日夜にこの始末書を持って三条が岩倉を訪ねている。

(37) 明治六年一〇月一日付岩倉宛三条書簡(『岩倉公実記』下、六六頁、『大久保利通文書』二、六七頁)。

(38) 明治六年一〇月一日付大久保宛岩倉書簡(『大久保利通文書』二、六八頁)。

(39) 明治六年一〇月二日付大久保宛岩倉書簡(『岩倉具視関係文書』五、三五四―三五五頁、『岩倉公実記』下、七六頁)に「小生前議貫徹、此上は宸断御決定可然、尤拙意見何国迄も国家之御為と存候一条、其旨言上可致之旨及演舌候処、夫に而は無致方との事に而相分

れ申候」という。「酒井玄蕃筆書」(『大西郷全集』二、七七六―七八〇頁)によると西郷は、「三条が見込ハ為天下不可然、私見込ハ為天下可然トノ仰上ラレ候カト申候処、如何ニモ其通リト被申候間、サ候ハハ私ハ退可申ト、夫レニテ事分レニ相成候」と語っている。

(40) 明治六年一〇月大久保利通「征韓論に関する意見書」(『大久保利通文書』二、五三―六四頁)。姜「征韓論政変」は、大久保意見書の内容を詳しく検討するとともに、勝田孫弥「大久保利通伝」(一九二五年)および「大久保利通文書」(一九二八年)所収のこの文書と指原編「明治政史」(一八八二年)及び「征韓論実相」(一九〇七年)所引の意見書とが異なっていることなどから、出所に疑問を呈している。しかし、「明治政史」のそれを要約とみれば内容的に齟齬があるように思えない。また、一四・一五日の閣議のあと二三日の上奏までは双方のせめぎあいが続いており、西郷の始末書同様、必ずしも閣議に提出されたり議論されたりしたものともみなくてもよいのではなからうか。

(41) 岩倉上奏文。なお、高橋論文によれば、実際に岩倉が上奏したのは遣使否定論であったが、閣議での主張と整合させるため、政変直後に延期論にたつ現伝のものに取り替えられたという。実際の閣議では、現伝する上奏文のように、延期論が主張されたわけである。

(42) 江藤は一五日の閣議前に岩倉に書簡(『岩倉具視関係文書』五、三四一―三四四頁)を送り、「昨日も申上候事を又々繰返し申上」げるとして、①「魯人朝鮮江の援兵を慮」る議論、②「魯と内定約相整然上朝鮮と戦」うという議論、③「朝鮮は野蛮に付若し西郷を殺さんの患に有之に付其使節を手順を立候上の事」とすべきだという議論に対して、論理的な反駁を加える。①については、民と民の問題である樺太での衝突事件と国家の体面にかかわる朝鮮問題では次元の違う問題であることを強調し、ロシアを恐れるというなら朝鮮の軽蔑も堪え忍ぶべきだし、万一いったん朝鮮と戦うことを決めたとしたら(戦うべきだと言っているわけではない)ロシアと戦うことも覚悟すべきであるとする。②に対しては、そうした約束はこち

らの威権があつてはじめて効果があるものであり、あてになるものではないという。③については、死をも覚悟して事に当たろうとする英雄に対して死なせるのはかわいそうだななどというのは失礼なことだという。鹿児島にもどったあとの明治七年一月九日に語ったという「酒井玄蕃聞書」での西郷は、樺太問題に絡めて岩倉らが設定した土俵にのつてしまい、ロシアとの戦争ということになれば「弥以テ朝鮮ノ事御取運ビニ相成リ」云々とし、「私ハ直ニ札幌本営ニスワリ可申」と脱線したうえ、「軍ガ恐ロシクテ出来不申候ハ」今日政府ト申候事御止目に相成リ商方支配処トニテモ名ヲ易ヘ」るべきだな」としている。

(43) 明治六年一〇月一七日付西郷「遣韓使節決定始末書」(『大西郷全集』二、七九〇～七九一頁)。

(44) 「酒井玄蕃聞書」でも、「和館護衛ノ為メ、一大隊御差遣相成ト申来、夫レハ以テノ外オヨロシカラザル御事ト被存候間、・・・抑モ御一新以来コレマデ御運ビニ相成候ハ、全ク御交誼ノ為メニハ御座無ク候ヤ、然ルヲ只今此方ヨリ兵隊御遣ハシニ相成候テハ、是非夫レヨリ事ノ起リト可相成、左様ノ事ニテ軍ヲ始メ候ハ、皇国一般誰存知モ無之、承服奉ルヘキ様モコレナク、以テノ外ノ事ニ有之、・・・今度ハ儼然ト使節御差手出ニ相成リ、是非是マデノ是非曲直判然致シ候ハ、彼ニテ無事ニ承知致間敷、ツマリハ使節モ其俣ニテハ帰リ申間敷、サ候ヘバコソ皇国一致二人気モ揃ロイ、誰穩便ニモ可相済トモ存ジ間敷ク、唯此俣ニテハ所詮御出兵ナドハ存ジ寄ラザル次第第二御座候」と述べている。

(45) 明治六年七月二一日付西郷従道宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七三四～七三五頁)。

(46) 明治六年九月二日付黒田宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七六三頁)。

(47) 明治六年九月二一日付黒田宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七六七～七六八頁)。

(48) 『岩倉公実記』上、六五頁。また、たとえば木戸意見書も台湾問題・朝鮮問題に関するものであり、明治六年九月一九日付鮫島宛岩

倉書簡でも「台湾始末」「朝鮮征伐」は対になって論じられる。

(49) 明治六年一〇月二一日付三条宛西郷書簡(『大西郷全集』二、七八七～七八八頁)。

(50) 明治六年一〇月二二日付岩倉宛三条書簡(『大久保利通文書』二、三七～三九頁)。

(51) 一四日の閣議で西郷は、「朝鮮事案ノ如キハ皇威ノ隆殺国権ノ消長ニ関係ス須臾モ忽諸ニ付ス可カラス」と述べたという(『岩倉公実記』下、六五頁)。

(52) 明治八年一〇月八日付篠原冬一郎宛西郷書簡(『大西郷全集』二、八四二～八四四頁)。

## Seikanron in 1873

Yoshino Makoto

In 1871 departure of the Iwakura mission abroad left Saigoo Takamori at the head of a caretaker government. In 1873 an argument erupted over how to deal with foreign affairs toward Korea. Saigoo obtained government aproval for a personal diplomatic mission to Korea. But when the Iwakura mission returned, the decision was reversed. This paper examines this argument.